

玉野市行財政改革大綱

実施計画

令和5年度

令和5年3月

取組項目一覧

取組項目	担当課	ページ
I 健全で持続可能な財政基盤の確立		
1 市税・料等の収納率の向上		P.1～3
(1) 市税・料等の収納率の向上	税務課 保険年金課 長寿介護課 水道課 都市計画課	P.1～2
(2) 債権管理の適正化	財政課・関係課	P.3
2 ふるさと納税の推進	財政課	P.4
3 公有財産を活用した歳入確保	公共施設交通政策課	P.5
4 競輪事業の収益増加	競輪事業課	P.6
5 使用料・手数料の見直し	財政課	P.7
6 公共交通運営事業の見直し	公共施設交通政策課	P.8
7 葬祭制度の見直し	市民課	P.9
8 未利用地の処分	公共施設交通政策課	P.10
9 分譲地の売却	契約管理課	P.11

取組項目	担当課	ページ
Ⅱ 行政サービスの最適化・市民の利便性の向上		
10 公共施設再編整備の推進	公共施設交通政策課	P.12
11 幼保一体化の推進	就学前教育課	P.13
12 小中学校の適正規模化	教育総務課	P.14
13 教育サポートセンターの移転先の検討	学校教育課・社会教育課	P.15
14 渋川周辺の活性化	商工観光課	P.16
15 D Xの推進及びI C Tの利活用	総務課	P.17
Ⅲ 効率的で効果的な行政運営		
15 D Xの推進及びI C Tの利活用（再掲）	総務課	P.17
16 人材育成の推進	人事課	P.18
17 働き方改革の推進	人事課	P.19
	学校教育課	P.20
	就学前教育課	P.21
18 消防本部、消防署の運営形態の改革	消防総務課	P.22
19 消防団の運営形態の改革	消防総務課	P.23
20 新たな行政評価システムの構築・運用	総合政策課	P.24

I 健全で持続可能な財政基盤の確立

1 市税・料等の収納率の向上（1）市税・料等の収納率の向上

目標 市税・料等の安定的確保及び納付者間の公平性を確保するため、収納率の向上を図る

現状と課題

- ・市の行財政運営を支える市税収入の安定的確保及び国民健康保険事業をはじめとした各事業の安定的な運営のため、納付しやすい環境を整備することにより滞納にならないための取組を引き続き推進するとともに、滞納者に対する丁寧な納付相談の実施及び適正な滞納処分により、滞納の早期解消に努める必要がある

目標達成に向けた取組（市税）

担当課：税務課

- ＜滞納にならないための取組＞
- ・地方税共通納税システムの納付税目の拡大により、納税しやすい環境を整備する
- ＜滞納に対する取組＞
- ・岡山県及び岡山県市町村税整理組合への徴収案件委託により、積極的な滞納整理を行う
- ・岡山県との相互併任制度を活用し、職員の徴収技術の向上を図る
- ・預貯金等調査に伴う事務作業の効率化を図るため、預貯金等照会システムの導入を検討する

目標達成に向けた取組（住宅使用料・駐車場使用料）担当課：都市計画課

- ＜滞納に対する取組＞
- ・口座振替不能者に対し訪問を行うなど、滞納整理の早期実施に取り組むとともに、電話や訪問等による催告を行う
- ・再三の支払催告等に応じない長期滞納者に対しては、明渡請求などの法的措置の検討を行う

目標達成に向けた取組（共通事項）

- ＜滞納にならないための取組＞
- ・確実な納付につなげるため、引き続き口座振替登録を推進するとともに、コンビニ納付やコード決済アプリでの納付を推進する
- ・さらなる納付方法の利便性向上のため、web 口座振替受付サービスを導入する
- ・死亡者、居所不明者等の調査による執行停止等、適正賦課の推進を図る
- ＜滞納に対する取組＞
- ・滞納整理強化月間の実施、一斉催告等による積極的な滞納整理を行う

目標達成に向けた取組（国民健康保険料）担当課：保険年金課 （介護保険料） 担当課：長寿介護課

- ＜滞納に対する取組＞
- ・督促状、催告書の送付や推進員による電話催告等を活用し、相談機会の拡充を図る
- ・悪質な滞納者については、岡山県市町村税整理組合への徴収案件委託により、積極的な滞納整理を行う
- ・預貯金等調査に伴う事務作業の効率化を図るため、預貯金等照会システムの導入を検討する

目標達成に向けた取組（水道料金・下水道使用料）担当課：水道課

- ＜滞納に対する取組＞
- ・給水停止を毎月実施する

成果指標

市税

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
市税収納率（現年度分・滞納繰越分）	R3実績 97.45%	97.64%	97.72%	97.79%	97.85%

国民健康保険料

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
国民健康保険料収納率（現年度分）	R3実績 95.26%	95.40%	95.60%	95.80%	96%
国民健康保険料収納率（滞納繰越分）	R3実績30.31%	30.75%	31.50%	32.25%	33%

介護保険料

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
介護保険料収納率（現年度分）	R3実績 99.66%	99.67%	99.68%	99.69%	99.70%
介護保険料収納率（滞納繰越分）	R3実績 28.71%	29.00%	30.00%	31.00%	32.00%

水道料金

下水道使用料

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
水道料金収納率	R3実績 95.0%	95.1%	95.2%	95.3%	95.4%
下水道使用料収納率	R3実績 94.7%	94.9%	95.0%	95.1%	95.2%

住宅使用料

駐車場使用料

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
住宅使用料収納率（滞納繰越分）	R3実績 9.0%	9.05%	9.10%	9.15%	9.20%
駐車場使用料収納率（滞納繰越分）	R3実績 16.2%	17.0%	17.3%	17.6%	18.0%

1 市税・料等の収納率の向上 (2) 債権管理の適正化 担当課：財政課・関係課

目標 公平性・公正性を確保するため、債権管理の適正化を図る

現状と課題

- ・市が保有する債権は、法令の適用上の性質から公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に分類される
- ・代表的な公債権である税、保険料等は国税徴収法の適用があり、管理の手法が確立されている
- ・一方、私債権については発生の原因が各事務の根拠法である場合、一般法である民法の適用を受ける場合と多岐にわたり、管理方法も債権ごとに異なっているため、統一的な管理手法、処理の基準が整理されていないことが課題となっている
- ・債務者の公平性・公正性を確保するため、市が保有する債権を性質に応じた区分化を図り、各債権の性質に応じた処理基準について適正な整理を行い、効率的・効果的な債権管理を行っていく必要がある

目標達成に向けた取組

- 1 「債権管理適正化に関する基本方針」の策定
 - ・保有する債権の洗い出し（法的性質による区分化）を行う
 - ・債権毎の法的根拠、時効期間、滞納管理等を整理する
 - ・債権管理の事務フローを整理する
 - ・各段階（滞納状況）における取組項目を整理する
- 2 「債権の管理に関する条例（仮称）」の制定
 - ・債権管理に関する必要な事項を整理する
- 3 「債権管理計画」の策定及び計画の着実な進捗管理
 - ・基本方針を具体的に推進するための目標設定を行う
 - ・取組状況の整理、進捗確認を行う

成果指標

R5	R6	R7	R8
基本方針骨子の策定	基本方針の策定	債権の管理に関する条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理計画の策定 ・計画に基づいた取組の実施

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
<ul style="list-style-type: none"> ・各課が所有する債権の洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会立上げ、協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針骨子の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の管理に関する条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理計画の策定 ・計画に基づいた取組の実施

2 ふるさと納税の推進

担当課：財政課

目標 ふるさと納税の推進により自主財源を確保する

現状と課題

- ・全国的にふるさと納税受入額は増加傾向にあり、本市も同様の傾向にある
- ・寄附額は全国的にも今後増加していくと考えられるため、他市に劣らないよう、本市返礼品の充実や魅力向上、効果的なPRに努め、寄附額の更なる増加を目指す必要がある
- ・本市の魅力を感じてもらえるような体験型・滞在型の返礼品を増やし、関係人口の創出・拡大に繋げ、これまで以上に地域資源のPRや市内の回遊性を高めていく必要がある

目標達成に向けた取組

- ・新規返礼品を拡充するため、新規事業者の開拓や委託事業者との連携、他市共通返礼品の追加を検討する
- ・寄附者数の増加を図るため、ポータルサイトの拡充を図る
- ・人気返礼品の販路拡大のため、宣伝広告手法を検討するとともに、返礼品ページの充実を図る

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
ふるさと納税受入額	R3実績 2億4,000万円	2億8,000万円	3億2,000万円	3億6,000万円	4億円

※個人からの大口寄附
(返礼品なし100万円を超えるもの)を除く

目標効果額

R5	R6	R7	R8	効果額の算出式
2,000万円	4,000万円	6,000万円	8,000万円	当該年度ふるさと納税受入額(必要経費控除) - R3ふるさと納税受入額(必要経費控除)

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・新規返礼品の拡充				・新規返礼品の拡充		
・サイトの選定	・サイト追加手続	・サイト追加		・サイト追加		
・宣伝広告手法の検討		・宣伝広告実施		・宣伝広告実施		

3 公有財産を活用した歳入確保

担当課：公共施設交通政策課

目標 市で保有する未利用財産・余剰スペースの貸付、広告事業等の推進により自主財源を確保する

現状と課題

- ・市で保有する公有財産において、未利用の財産や余剰スペースが一定数存在する
- ・これらの財産を経営資源ととらえ、広告事業の実施など、資産の有効活用により、自主財源の確保に取り組んでいく必要がある

目標達成に向けた取組

- ・未利用財産・余剰スペースの使用許可・貸付
- ・広告事業の推進（壁面広告、ネーミングライツなど）

成果指標

R5	R6	R7	R8
公有財産を活用した歳入確保の仕組み構築	構築した仕組みに基づく事業実施	構築した仕組みに基づく事業実施	構築した仕組みに基づく事業実施

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
(スケジュールにかかわらず実施可能なものは随時実施する。)				・事業実施		
・制度設計		・事業者ヒアリング				

I 健全で持続可能な財政基盤の確立

4 競輪事業の収益増加

担当課：競輪事業課

目標 競輪事業の活性化及び効率的運営により収益を増やし、一般会計への繰入れ額を増加させる

現状と課題

- 令和2年度より玉野競輪場の運営を包括事業者に委託しており（20年間）、条件として事業者が収益保証を行うことで、一定額の収益が確保されることとなった
- 今後も収益の最低保証を上回る収益を上げ、一般会計への繰入れを増やすため、競輪事業特別会計において車券売上金などの歳入の増加と歳出の削減を図る

目標達成に向けた取組

- 玉野競輪場への来場者数を増加させるため、場内イベントの充実など、さらなる集客に向けたサービスを提供するとともに、「サマーナイトフェスティバル」などの特別競輪の誘致活動を行う
- 電話・インターネット投票者に対する積極的な広報活動を行う
- 他自治体の競輪場の借上開催を受け入れる
- 競輪事業の効率的な運用により、経費の削減を図る

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
一般会計への繰入金	R3実績 3億円	2億2,000万円	2億2,000万円	2億2,000万円	2億2,000万円

目標効果額

R5	R6	R7	R8	効果額の算出式
2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	一般会計への繰入金 - 2億円（収益保証のうち、一般会計への繰入分）

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
<ul style="list-style-type: none"> 玉野市営競輪開催 広島市営玉野競輪開催（借上開催） 防府市営玉野競輪開催（借上開催） 場内イベントの検討 広報活動 				<ul style="list-style-type: none"> 玉野市営競輪開催 広島市営玉野競輪開催（借上開催） 特別競輪誘致に向けた取組 場内イベントの検討 広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 借上開催に向けた協議 	

5 使用料・手数料の見直し

担当課：財政課

目標 使用料及び手数料の見直しにより、受益者負担の適正化を図る

現状と課題

- ・平成 27 年 7 月策定の「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行い、平成 28 年 10 月から体育施設の使用料の改定及び公民館の使用料徴収開始を行った
- ・令和 2 年度に見直しを検討したが、使用料・手数料の改定には至っていない
- ・公共施設や公共サービスにかかる経費は、市税のほか利用者が支払う使用料で支えられており、将来にわたって安定した公共施設の運用や公共サービスの提供を可能とするため、利用する人と利用しない人の負担の公平性の観点から、受益者負担の適正な見直しを図る必要がある

目標達成に向けた取組

- ・「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の改定を行う
- ・見直し対象となる使用料、手数料の洗い出しを行い、各部署における見直しを検討する

成果指標

R5	R6	R7	R8
「基本方針」の改定 使用料・手数料の見直し	例規改正 新たな使用料・手数料での運用	新たな使用料・手数料での運用	新たな使用料・手数料での運用

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の改定		・見直し対象となる使用料、手数料の洗い出し	・各部署における見直し検討 ・減免対象見直し	・例規改正 ・市民への周知		
				・新たな使用料・手数料での運用開始		

6 公共交通運営事業の見直し

担当課：公共施設交通政策課

目標 シーバス運賃の見直しにより受益者負担の適正化を図る

現状と課題

- ・平成 24 年度に 1 乗車 100 円による運行を開始して以降、人口減少等に伴って民間事業者の路線バスが廃止、減便する流れにあり、市民の移動手段を確保するため、状況に応じてシーバス路線を新設してきた
- ・今後もシーバス路線の維持はもとより、民間路線バスの廃止、減便への対応が必要であるとともに、将来的には、人口減少に伴って絶対的な輸送人数が減少する観点から、シーバス車両のサイズダウン（購入）等も視野に入れる必要がある
- ・持続可能なコミュニティバス事業の運営に向けて運賃の見直しを実施するためには、事業状況に応じて、玉野市地域公共交通会議で十分な論議を行うことが必要である
- ・市内路線バスの最低運賃価格が 170 円であり、その額を超える運賃値上げとした場合、運賃の逆転現象が生じることで市民が混乱する可能性がある
- ・利用者の負担増を伴うため、改定時期の検討はもとより、利便性の向上にも併せて取り組む必要がある

目標達成に向けた取組

- ・シーバス運賃の見直しを行う
- ・玉野市地域公共交通会議での十分な論議を行う
- ・両備バスとの協議・情報共有を図る
- ・シーバス利用者の利便性等の向上を図る取組（ダイヤ変更、利用促進策の実施等）を検討する

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
シーバス収支率 (運賃収入/運行経費)	R3実績 19.4%	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上	28.4%以上

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
<ul style="list-style-type: none"> ・両備バスとの協議 ・路線バス廃止の動向 		<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通会議、委員会協議実施 ・新運賃価格の検討 ・利用促進策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・新運賃価格の決定 ・利用促進策の決定、実施準備 ・利用者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・新運賃での運行 	
※路線バス運賃の改定状況等について両備バスと適宜協議するため、その状況に応じてスケジュールの時期は前後する見込み				公共交通会議での十分な論議の継続を踏まえたスケジュール（目安）		

7 葬祭制度の見直し

担当課：市民課

目標 葬祭事業の安定的な運営のため、葬祭制度の見直しにより受益者負担の適正化を図る

現状と課題

- ・市民は、市に対して有形・無形の貢献をしているとの考えのもと、昭和 48 年から葬祭費無料制度を実施しており、死亡者が市民の場合、火葬炉、待合室等の斎場施設の利用、霊柩車の運行、祭壇、葬祭物品の無料提供を行っているが、制度創設当初に比べ、社会経済情勢や市民ニーズ等は大きく変化しており、民間事業者を利用して葬儀を行う場合が多く見受けられている
- ・斎場待合室については、通夜・葬儀利用の場合、1 日 2 組の利用に限られており、利用の可否による不公平感が課題となっているほか、利用に当たっては、冷暖房機器のみならず、電気使用料、水道使用料、使用後の清掃費等の経費も必要であることから、適切な使用料の設定により、受益者負担の適正化を図っていく必要がある

目標達成に向けた取組

- ・冷暖房使用料として 1 時間当たり 101 円を徴収している待合室使用料の見直しを行う
- ・安置室使用料や葬祭物品等の有料化を含めたサービス提供体制の在り方を検証する

成果指標

R5	R6	R7	R8
使用料の改定	新料金体制での運営	新料金体制での運営	新料金体制での運営

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・見直しに向けた適正額の検証	・方針策定	・条例改正	・周知（市民、事業者等）	・新料金体制での運営		
				・待合室以外の有料化を含めた見直しの検討		

8 未利用地の処分

担当課：公共施設交通政策課

目標 未利用地の売却により、自主財源を確保する

現状と課題

- ・事業化の目処が立たない、未利用地や暫定利用土地が一定数存在する
- ・未利用地や暫定利用の長期化により、土地活用の機会損失及び管理に伴う費用が継続的に発生している

目標達成に向けた取組

- ・未利用の公有財産について、効率的な運用や売却を推進するため、令和4年度に「玉野市未利用地の利活用に関する方針」を策定した
- ・この方針では、利活用に向けての課題解決方法や庁内の取組体制、利活用の方向性を決めるに当たっての基本的な考え方を規定しており、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に向けて、全庁的に取り組む

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
売却件数	R3実績 0件	1件	1件	1件	1件

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・状況調査 ・売却				・状況調査 ・売却		
→				→		

9 分譲地の売却

担当課：契約管理課

目標 田井ポートサイド(5区画)及び野々浜マリンタウンの残区画(17区画)を完売する

現状と課題

- ・田井ポートサイドは平成11年に78区画を整備・販売し、残区画数は5区画
- ・野々浜マリンタウンは平成9年から2期に分けて140区画を整備・販売し、残区画数は17区画
- ・販売開始から長期間経過していることから、早期の完売に向けた効果的な広告宣伝手法の検討や売却手法の見直し、販売価格の改定も視野に入れた検討が必要となっている
- ・分譲当時に比べて1区画当たりの需用面積が小さくなっていることに加え、社会経済状況の変化による建築コストの増加に伴い、建築費用総額を抑えるために土地購入にかかる費用を抑える傾向が強くなっている

目標達成に向けた取組

- ・情報誌、WEB広告の活用による販売促進を行う
- ・「玉野市未利用地の利活用に関する方針」に基づいた売却手法の検討や分譲地に係る紹介斡旋業務を民間の専門事業者へ依頼するなどして販売促進を図る
- ・販売価格については、毎年国が発表する地価公示価格及び分譲地周辺の売買事例などを参考にしながら適正価格についての検討を行う
- ・「複数区画一括購入における割引」等、購買意欲の向上策を検討する
- ・分譲地の分割販売について検討を行う

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
売却区画数	R4実績: 1区画 (ポートサイド)	ポートサイド: 1区画 野々浜: 4区画	ポートサイド: 1区画 野々浜: 4区画	ポートサイド: 1区画 野々浜: 4区画	ポートサイド: 2区画 野々浜: 5区画

目標効果額

R5	R6	R7	R8	効果額の算出式
55,000千円	55,000千円	55,000千円	77,000千円	売却金額 - 売却に係る経費

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
<ul style="list-style-type: none"> ・売却の推進 (情報誌、WEB広告の掲載) ・専門業者による斡旋制度などを検討、実施 ・適正価格の調査、検討 				<ul style="list-style-type: none"> ・売却の推進 (情報誌、WEB広告の掲載) ・専門業者による斡旋制度などを検討、実施 ・適正価格の調査、検討 		
→				→		

10 公共施設再編整備の推進

担当課：公共施設交通政策課

目標 再編整備推進の1つの指標となる指針を策定し、優先度を考慮した施設整備を進める

現状と課題

- ・本市の公共施設は築30年以上経過した施設が全体の約7割を占めており、施設の老朽化が著しい
- ・老朽化施設の大規模修繕や更新が必要となるが、優先度を示す指標がなく、将来的な見通しが立っていない
- ・人口減少や時代のニーズ、財政規模に見合った施設の質と量の最適化を図るため、強力に再編整備を推進し進める更なる取組が求められている

目標達成に向けた取組

- ・地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、公共施設の再編整備に関する知識・ノウハウを持ったアドバイザーからの意見等を取り入れる
- ・「公共施設のあり方指針」の策定を行う
- ・策定した指針に基づく公共施設の再編整備を推進する

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
延べ床面積削減率	R3実績 7.2%	7.65%	8.1%	8.55%	9.0%

※公共施設等総合管理計画に基づき平成26年度比で算出

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・アドバイザー協議				・指針に基づく公共施設再編整備		
・議会報告		・素案作成 ・議会協議	・議会報告 ・指針策定			
・公共施設再編整備						

1.1 幼保一体化の推進

担当課：就学前教育課

目標 適切な規模の集団教育・保育環境を整備するため、「玉野市幼保一体化等将来計画」に基づいた幼保一体化を推進する

現状と課題

- ・少子化に伴い園児数が年々減少するとともに、女性の社会進出や就業形態の多様化に伴い、特に幼稚園の園児数が減少傾向にある
 <園児数/認可定員> 令和元年度 50.4%、令和2年度 45.0%、令和3年度 37.1%
- ・園児数が減少していく中で、適切な規模による子どもの育ちの場を確保するなど、子どもたちの成長にとってよりよい教育・保育の提供ができる環境を早期に整備する必要がある
- ・多くの施設で老朽化が進んでいる中、安心、安全な教育・保育環境を整備するため、耐震化や大規模改修等についても併せて検討していく必要がある

目標達成に向けた取組

- ・幼保一体化を重点的に進める地区及び新たな施設の建設候補地の選定を行う
- ・保護者及び地区住民への説明を行う
- ・統廃合に伴う職員数及び職員配置の見直しを行う
- ・民間活力の導入を検討する

成果指標

	R5	R6	R7	R8
	幼保一体化を重点的に進める地区の決定	実施設計 (又は既存施設による園の統合に向けた地区説明会実施)	施設の建設開始 (又は既存施設で園の統合)	施設の建設

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・幼保一体化を重点的に進める地区の選定		・保護者説明会 ・地区説明会	・有識者等を交えた検討	・実施設計 (又は既存施設による園の統合地区説明会実施)	・用地買収 ・施設の建設	
・新たな施設の建設候補地の選定					(又は既存施設で園の統合)	

12 小中学校の適正規模化

担当課：教育総務課

目標 「玉野市立学校適正規模化計画」の策定及び計画に基づいた統廃合の着実な進捗管理を行う

現状と課題

- ・少子化の進行により、全市的に児童生徒数が減少している
- ・今後さらに児童生徒数が減少が見込まれており、今後 20 年間のうちに小学校 14 校中 9 校で複式化、中学校 7 校中 5 校で 1 学年 1 学級化することが予想されている
- ・児童・生徒が集団の中で多様な人々との協働的な学びを実現するため、一定数以上の学校規模を確保することが望まれる
- ・施設の老朽化が進行しており、限られた予算の中から必要な経費を必要な施設に集中的に投入し、安全・安心で快適な教育環境を維持していく必要がある
- ・適正規模化を進めるうえで、全市的な公共施設のあり方を見据えながら、廃校となる施設の利用計画の検討を行う必要がある

目標達成に向けた取組

- (計画策定後)
- ・対象校別の統廃合の時期の決定を行う
 - ・保護者説明会、地域説明会を実施する
 - ・準備委員会の設置及び準備委員会で検討する内容(制服、校歌など)を決定する
 - ・統廃合の時期の決定に合わせた教育課程の検討及び通学手段の調整を行う

成果指標

R5	R6	R7	R8
適正規模化計画(案)策定	適正規模化計画 公表	適正規模化計画に基づく進捗管理	適正規模化計画に基づく進捗管理

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・適正規模・適正配置検討委員会会議の開催		・未来の学校づくりプロジェクトチームによる適正規模化計画案策定	・適正規模化計画(案)公表 ・パブリックコメント	・適正規模化計画公表		
	・適正規模・適正配置検討委員会による答申			統廃合の時期の決定、準備委員会の設置、廃校となった施設の利用計画、条例改正など事務手続		

1.3 教育サポートセンターの移転先の検討

担当課：学校教育課・社会教育課

目標 利便性のよい中心市街地等への移転を検討するとともに、教育サポートセンター機能や教育支援のさらなる充実を図る

現状と課題

- ・教育サポートセンターは立地的に公共交通機関が整備されていない場所に設置されており、交通の利便性が課題となっていることから、利便性のよい中心市街地等への移転を検討する必要がある
- ・移転先の検討に当たっては、設置場所だけでなく、教育サポートセンター機能（適応指導教室・教育支援室・青少年育成センター）や教育支援体制について、利用者目線での見直しについても併せて検討する必要がある

目標達成に向けた取組

- ・教育サポートセンター機能の効果的な運用及び教育支援体制の検討を行う
- ・移転先候補の選定を行う
- ・移転先施設の環境整備を行う

成果指標

R5	R6	R7	R8
施設管理、組織体制・運用の見直し	移転先候補地の選定	移転先決定 移転先施設の環境整備	新たな施設での運営

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・教育サポートセンター機能の効果的な運用及び教育支援体制の検討	・施設の状況確認	・施設の管理、運営についての見直し等	・今後の方針等検討	・移転先候補の選定 ・移転先の調整	・移転先の決定 ・移転先施設の環境整備 ・利用者への周知	・新たな施設での運営
・移転先の情報収集、交渉等						

1.4 渋川周辺の活性化

担当課：商工観光課

目標 渋川周辺の観光入込客数の増加による観光消費額の向上を図る

現状と課題

- ・渋川海水浴場を中心に夏期の利用が中心となっており、近年のいわゆる海離れにより、観光入込客数が大きく減少している
- ・市営管理事務所、渋川ビジターハウスを中心に施設の老朽化が進むとともに、観光客に効率的なサービスの提供をできる施設となっていない

目標達成に向けた取組

- 1 周辺施設を効果的に活用した当該エリアの効率的な運営
 - (1) 夏季集中利用から通年利用への転換を実現するための手法等の検討
 - ・方針に合致したコンテンツ等（通年集客型または夏季以外集客型）を検討する
 - ・国立公園法等各種規制等を把握、整理する
 - ・地元住民・事業者・団体等の多様な主体との調整、及び合意形成を図る
 - (2) 効率的な運営に必要な財政基盤の確保
 - ・駐車場の指定管理者等の民間セクターとの連携を確立する
- 2 老朽化が進む周辺施設の再整備への対応とその財源の確保
 - (1) 周辺施設が担当当該エリア内における機能・役割の検討、整理
 - ・市の方向性との整合性を保ちつつ、更に民間活力の活用を推進するなど、周辺施設の在り方を検討する
 - ・周辺施設の管理運営を持続可能にする収支を検討する（当該エリア内における歳入、歳出の循環を目指す）

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
渋川観光駐車場利用台数	R3実績 78,470台	94,800台	98,000台	101,300台	104,600台

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・事業実施に係る地域住民・関係機関・周辺事業者等との協議				・地域住民・関係機関・周辺事業者等との協議、観光施策のPDCAサイクルの実施		
→				→		

15 DXの推進及びICTの利活用

担当課：総務課

目標 デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる

デジタル技術や RPA 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

現状と課題

- ・国が策定した「自治体 DX 推進計画」において、重点取組事項とともにデジタル社会の構築に向けた取組が全自治体に求められている
- ・国の方針や計画の趣旨を踏まえ、市民サービスの向上や行政課題を含めた地域の課題解決に必要な取組を行うため策定した「玉野市の DX 推進及び ICT 利活用に関する取組方針」に基づき、全庁的に DX の推進や ICT の利活用に取り組んでいく必要がある

目標達成に向けた取組

次に掲げる事項に基づき、DX 推進や ICT 利活用に関する取組を推進する

- 1 市民目線でのサービスや利便性の向上
「市民負担を軽減した容易で快適なサービス」「時間や場所等の制約のない手続き環境等」「マイナンバーカードの利活用」「デジタル化と非デジタル化が共存した市民に最適なサービス」 など
- 2 デジタル技術を活用した課題解決
「自治体情報システムの標準化・共通化への対応」「業務手順や執務体制の見直し」「単純定型事務の代替と人的資源の高付加価値業務への投入」「ICT を利活用した地域課題の解決」 など
- 3 デジタル化社会に対応できる庁舎の環境整備
「市民が期待する使いやすい庁舎機能実現に向けた ICT の利活用」「新たな情報通信技術やシステム導入等を見据えた拡張性の確保、セキュリティ対策」「紙からデジタルへの転換」 など

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・システム移行計画作成 ・システム比較分析	・システム比較分析 ・業務見直し			・システム比較分析 ・業務見直し	・テスト、研修 ・システム移行	・システム運用

16 人材育成の推進

担当課：人事課

目標 市の目指す職員像として描く「生き生きと活躍できる職員」の達成に資する人材を育成するための指針を策定し、指針に基づき人材育成を進める

現状と課題

- ・職員の人材育成に関する計画として、「玉野市人材育成プラン」を平成 14 年 3 月に策定している
- ・しかしながら、策定から 20 年以上が経過しており、社会情勢の変化により多様化・複雑化する市民ニーズや急速に進展するデジタル化への対応など、職員に求められる知識や能力が高度化・専門化している
- ・このように、職員に求められる資質も変化していることから、時代の変化に応じた人材育成手法の見直しについても検討する必要がある
- ・また、受け手である市民の目線に立った行政サービスが提供できる質の高い職員の育成が求められている

目標達成に向けた取組

- ・総合計画の実現に向けて行政組織が担う役割の明確化
- ・組織目標の達成に資する職員像の設定
- ・職員の育成のための「人材育成指針」の策定
- ・指針に基づく人材育成を進めるための研修等の検討及び実施

成果指標

R5	R6	R7	R8
総合計画の実現に向けて目指すべき職員像と組織・業務執行体制とのすりあわせ	先進都市の人材育成指針等の情報収集、内容の検討、人材育成指針の策定	指針に基づく研修等の実施	指針に基づく研修等の実施

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・総合計画の実現に向けた組織体制のすりあわせ				・取組実績に応じ、以降のスケジュール構築		
→						

17 働き方改革の推進

担当課：人事課

目標 在宅勤務やフレックスタイム制の本格実施に向けた検証及び制度改革により、ワーク・ライフ・バランスの実現及び生産性の向上を図る

現状と課題

- ・長時間労働の解消によるワークライフバランスの確立や、在宅勤務やフレックスタイム制の試行的な実施など国が進める「働き方改革」の実現を目指している
- ・育児や介護による時間的制約のある個々の事情に応じた多様な働き方を自分で「選択」できる職場環境の改革を目標としているが、本格実施に向けた課題の整理とその解決に向けた取組が必要となっている
- ・生産性の向上においては、各職員の心理的安全性が高い組織運営が求められている

目標達成に向けた取組

- ・在宅勤務等の試行期間における取組実績を分析する
- ・先進事例との比較検証を行う
- ・利用者の声を元にした制度改革を行う
- ・本庁舎の建替計画にあわせ、職員の執務環境の改善や在宅勤務等の環境整備を推進する

成果指標

R5	R6	R7	R8
在宅勤務等の実績把握・意見集約 制度改正	在宅勤務等の実績把握・意見集約 制度改正	執務環境整備の推進	制度の本格実施検討

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
	庁内意見聴取（利用者個別ヒアリング・アンケートなど）	組合協議・制度改正		・取組実績に応じ、以降のスケジュール構築		

17 働き方改革の推進（小・中・高）

担当課：学校教育課

目標 働き方改革の推進により生産性の向上を図り、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び教育の質の向上を図る

現状と課題

・令和2年度の法改正により、教職員の時間外勤務時間の上限が1ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間に定められ、教職員の働き方改革への一層の推進が求められており、各校において、適切な時間管理や業務内容の見直し等、働き方改革に向けた取組を進めている

【月の上限 45 時間以内の教職員の割合（R3）】

小学校 85.6%、中学校 78.3%、高等学校 87.5% 全体 84.0%

【年間の上限 360 時間以内の教職員の割合（R3）】

小学校 53.5%、中学校 56.6%、高等学校 71.4% 全体 56.0%

・教職員の意識改革を図るとともに、学校運営における組織体制の見直しを行い、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び児童生徒と向き合う時間の確保に取り組む必要がある

目標達成に向けた取組

- ・ICT の利活用による教材研究や校務分掌等における業務の効率化を図る
- ・管理職による適切な勤務管理を行う
- ・行事等を見直し、効果的な取組を推進する
- ・学校閉庁日の設定等による休養日を確保する
- ・部活動指導の負担軽減に向けた取組を促進する
- ・これらの取組を通して、まず月の上限 45 時間以内を、その後年間の上限 360 時間以内の目標達成を目指す
- ・給食費の公会計化に向けた検討を進める

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
時間外勤務の上限時間（月45時間）を遵守している教職員の割合	R3実績 84%	89%	95%	100%	100%
時間外勤務の上限時間（年間360時間）を遵守している教職員の割合	R3実績 56%	67%	78%	89%	100%

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・前年度実績の分析及び改善策の検討 ・中学校の休日部活動の地域移行実施に向けた検討 ・校務のICT化 ・給食費の公会計化に向けた検討	・時間外勤務状況の把握及び分析		・次年度に向けて、取組の確認、時間外勤務削減策の検討	・前年度実績の分析及び改善策による取組の実施 ・地域や学校の実状に応じた休日部活動の地域主体の活動等の段階的な実施 ・校務のICT化 ・給食費の公会計化に向けた検討	・給食費の公会計化導入予定	

17 働き方改革の推進（幼・保・認定こども園）

担当課：就学前教育課

目標 ICTの利活用により業務の効率性を高め、就学前教育・保育の質の向上を図り、職員の仕事に対する満足度を引き上げる

現状と課題

- ・保育園・認定こども園においては、登降園時の確認・記録を職員が紙媒体で行い、また、欠席連絡の受付は、指定時間内の架電により行っているが、職員及び保護者の双方にとって効率性が低い状態である
- ・園務における各種帳票等は、手書きのものが多く、職員にとって負担となっている
- ・児童データ等がデジタル化されていないため、データ集計等に手間取るケースがある
- ・ICTの利活用をはじめとした業務の効率化によって子どもたちと向き合う時間を確保することにより、教育・保育の質の向上を図っていく必要がある

目標達成に向けた取組

- ・ICTの利活用や行事運営の見直しにより、業務の効率化・スリム化を図る
- ・ICTを通じた保護者との連携を図る
- ・ICT機能を活用し、新たな保育・教育メニューの展開や、職員間の情報連携強化を行うことで、就学前教育・保育の質向上を図る

成果指標

指標	現状値	R5	R6	R7	R8
園務のICT化による 職員の満足度		70.0%	75.0%	77.5%	80.0%

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・登降園管理のICT化への完全移行 ・各業務におけるICT化の検討及び実施				・帳票類のデジタル化の推進 ・ドキュメンテーションの活用による保護者との連携強化		

18 消防本部及び消防署の運営形態の改革

担当課：消防総務課

目標 署所再編に伴い、職員や車両等の配置の適正化を図る

現状と課題

- ・東分署の救急出動件数が本署、西分署の半数程度となっていることから、負担を平準化する必要がある
- ・定年延長によって、今後 10 年間の退職者は 4 名、その後 10 年間の退職者は 45 名の見込みであり、退職者不補充による人員削減を行った場合、年齢構成の偏りによって将来的に消防力を確保できないおそれがある

目標達成に向けた取組

- ・救急出動件数、人口動態等の客観的データを収集し、実情に応じた適正な部隊編成を行う
- ・安定した消防力を確保しながら人員削減を行うための長期採用計画を策定する
- ・定年延長者の活用方法を検討する
- ・将来的に安定した消防力を確保するために必要な資格（救急救命士等）の検証及び計画的な養成を行う

成果指標

R5	R6	R7	R8
長期採用計画の策定	計画の実施	計画の実施	計画の実施

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・データ収集、分析	・方針決定、素案作成	・協議、修正	・計画の策定	・計画の実施		

19 消防団の運営形態の改革

担当課：消防総務課

目標 消防団組織体制の見直しとそれに合わせた施設・人員・車両の再編を検討する

現状と課題

- ・人口減少や社会情勢の変化により、消防団員の確保が難しくなっており、消防団員の定数と実員数に差が生じている
- ・市内の人口減少の偏りにより、各分団の実員数に地域格差が生じている
- ・消防団機庫の約半数が耐震化されておらず、消防団機庫の統廃合を踏まえた対策が必要となっている

目標達成に向けた取組

- ・消防団への入団者数の増加策を検討する
- ・分団の統廃合を踏まえた「消防団再編計画」を策定する
- ・消防団員の資質向上に向けた取組を検討するとともに、消防力を補完するために必要な資機材を調達する

成果指標

R5	R6	R7	R8
消防団再編計画の素案作成	消防団再編計画の策定	計画の実施	計画の実施

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・消防団員の確保				・消防団員の確保		
・消防団とのヒアリング		・消防団再編検討	・消防団再編計画の素案作成	・消防団再編計画の策定	・計画の実施	
・必要な資機材の検討				・必要な資機材の調達		

20 新たな行政評価システムの構築・運用

担当課：総合政策課

目標 効率的かつ効果的に総合計画に基づくまちづくりを推進するため、新たな行政評価システムを構築・運用する

現状と課題

・現行政評価では、施策単位での評価しか行っておらず、事務事業の評価を行っていないため、施策目標の達成状況を分析するための十分な判断材料がなく、感覚的な課題分析・改善策の検討しかできていない

目標達成に向けた取組

・新たに事務事業評価を開始するとともに、この事務事業評価の結果を踏まえて施策評価を行う新たな行政評価システムを構築・運用する
 ・各担当課の職員が、新たな行政評価システムを有効に活用し、施策や事務事業のブラッシュアップにつなげられるように、説明会や研修会を開催する

成果指標

R5	R6	R7	R8
新行政評価システムの構築・運用	新行政評価システムの運用	新行政評価システムの運用	新行政評価システムの運用

スケジュール

R5				R6	R7	R8
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
・職員向け説明会等の開催	・事中評価			・事後評価 ・事中評価		

目標効果額一覧

取組項目	目 標 効 果 額				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
ふるさと納税の推進	2,000 万円	4,000 万円	6,000 万円	8,000 万円	2 億円
競輪事業の収益増加	2,000 万円	2,000 万円	2,000 万円	2,000 万円	8,000 万円
分譲地の売却	5,500 万円	5,500 万円	5,500 万円	7,700 万円	2 億 4,200 万円
合 計	9,500 万円	1 億 1,500 万円	1 億 3,500 万円	1 億 7,700 万円	5 億 2,200 万円